

改正案	現行	備考
航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解 説 ・ 実 施 要 領 令和<u>7</u>年<u>3</u>月 国 土 交 通 省 航 空 局 交 通 管 制 部 管 制 技 術 課 航 空 灯 火 ・ 電 気 技 術 室	航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解 説 ・ 実 施 要 領 令和<u>5</u>年<u>12</u>月 国 土 交 通 省 航 空 局 交 通 管 制 部 管 制 技 術 課 航 空 灯 火 ・ 電 気 技 術 室	本文中の赤字下線が変更箇所になります。

改正案				現行				備考
改正等一覧表				改正等一覧表				
追録番号	適用年月日	番 号	備 考	追録番号	適用年月日	番 号	備 考	
	平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日	国空保第 4 1 2 号	制 定		平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日	国空保第 4 1 2 号	制 定	
1	平成 1 7 年 8 月 1 7 日	国空保第 2 0 2 号	一部改正	1	平成 1 7 年 8 月 1 7 日	国空保第 2 0 2 号	一部改正	
2	平成 1 8 年 6 月 1 4 日	国空保第 8 7 号	一部改正	2	平成 1 8 年 6 月 1 4 日	国空保第 8 7 号	一部改正	
3	平成 1 9 年 1 2 月 5 日	国空保第 3 3 9 号	一部改正	3	平成 1 9 年 1 2 月 5 日	国空保第 3 3 9 号	一部改正	
4	平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日	国空保第 3 8 3 号	一部改正	4	平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日	国空保第 3 8 3 号	一部改正	
5	平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日	国空保第 3 8 9 号	一部改正	5	平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日	国空保第 3 8 9 号	一部改正	
6	平成 2 3 年 7 月 1 日	国空保第 1 7 1 号	一部改正	6	平成 2 3 年 7 月 1 日	国空保第 1 7 1 号	一部改正	
7	平成 2 4 年 4 月 6 日	国空交企第 5 1 3 号	一部改正	7	平成 2 4 年 4 月 6 日	国空交企第 5 1 3 号	一部改正	
8	平成 2 5 年 3 月 4 日	国空交企第 5 9 3 号	一部改正	8	平成 2 5 年 3 月 4 日	国空交企第 5 9 3 号	一部改正	
9	平成 2 6 年 1 月 1 7 日	国空交企第 4 8 9 号	一部改正	9	平成 2 6 年 1 月 1 7 日	国空交企第 4 8 9 号	一部改正	
1 0	平成 2 7 年 3 月 2 7 日	国空交企第 6 6 6 号	一部修正	1 0	平成 2 7 年 3 月 2 7 日	国空交企第 6 6 6 号	一部修正	
1 1	平成 3 0 年 3 月 2 7 日	国空管技第 7 0 2 号	一部改正	1 1	平成 3 0 年 3 月 2 7 日	国空管技第 7 0 2 号	一部改正	
1 2	令和 元年 8 月 1 3 日	国空管技第 1 6 8 号	一部改正	1 2	令和 元年 8 月 1 3 日	国空管技第 1 6 8 号	一部改正	
1 3	令和 3 年 4 月 1 日	国空管技第 8 8 9 号	一部改正	1 3	令和 3 年 4 月 1 日	国空管技第 8 8 9 号	一部改正	
1 4	令和 4 年 3 月 3 1 日	国空管技第 7 7 0 号	一部改正	1 4	令和 4 年 3 月 3 1 日	国空管技第 7 7 0 号	一部改正	

改正案					現行					備考
	1 5	令和 4 年 1 1 月 2 2 日	国空管技 4 7 6 号	一部改正		1 5	令和 4 年 1 1 月 2 2 日	国空管技 4 7 6 号	一部改正	
	1 6	令和 5 年 1 2 月 2 7 日	国空管技 5 3 5 号	一部改正		1 6	令和 5 年 1 2 月 2 7 日	国空管技 5 3 5 号	一部改正	
	<u>1 7</u>	<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>	<u>国空管技 9 0 6 号</u>	<u>一部改正</u>						
航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領					航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領					
目 次					目 次					目次のページ数更新
第 1 章 目的					第 1 章 目的					
第 2 章 用語の定義					第 2 章 用語の定義					
第 3 章 概要（法体系）					第 3 章 概要（法体系）					
……6					(1) 航空障害灯 設置対象物件					
(1) 航空障害灯 設置対象物件					(2) 昼間障害標識 設置対象物件					
(2) 昼間障害標識 設置対象物件										
第 4 章 必要となる手続き					第 4 章 必要となる手続き					
……9					(1) 届出					
(1) 届出					(2) 申請等					
(2) 申請等					(3) 通報					
(3) 通報					(4) 手続きの流れ（図）					
(4) 手続きの流れ（図）					(5) 航空調査に関する手続き等					
(5) 航空調査に関する手続き等										
第 5 章 航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等					第 5 章 航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等					
……12					……11					
(1) 航空障害灯／昼間障害標識の種類と使用用途					(1) 航空障害灯／昼間障害標識の種類と使用用途					
(2) 航空障害灯の設置方法					(2) 航空障害灯の設置方法					
(3) 昼間障害標識の設置方法					(3) 昼間障害標識の設置方法					
(4) 物件頂部（塔屋類）の扱い					(4) 物件頂部（塔屋類）の扱い					
(5) 航空障害灯／昼間障害標識の省略					(5) 航空障害灯／昼間障害標識の省略					
(6) その他（留意事項）					(6) その他（留意事項）					
第 6 章 航空障害灯／昼間障害標識の設置免除					第 6 章 航空障害灯／昼間障害標識の設置免除					
……39					……38					
(1) 風力発電設備群における風力発電設備に係る航空障害灯の設置免除					(1) 風力発電設備群における風力発電設備に係る航空障害灯の設置免除					
(2) 架空線に係る航空障害灯の設置免除					(2) 架空線に係る航空障害灯の設置免除					
(3) その他の設置免除					(3) その他の設置免除					

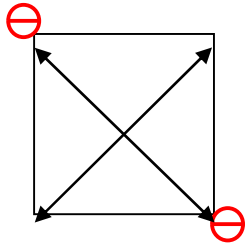
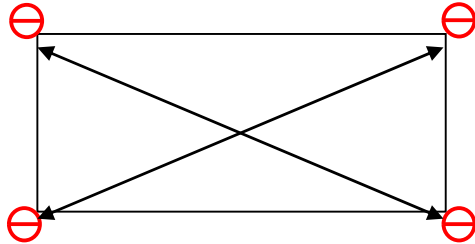
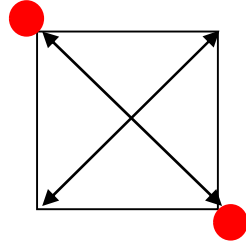
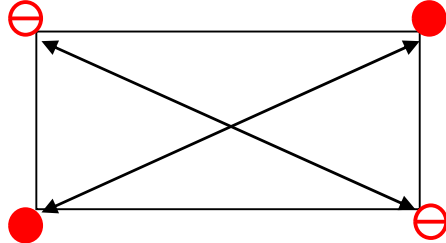
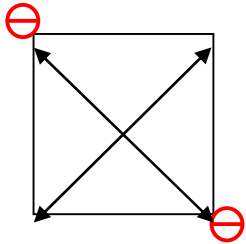
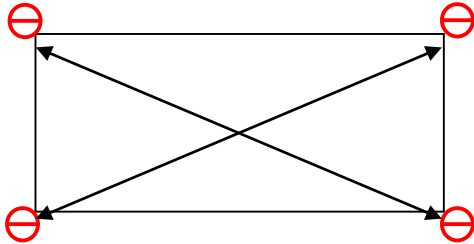
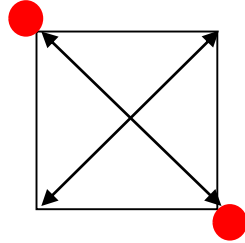
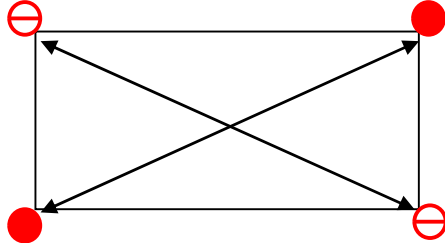
改正案	現行	備考
第 7 章 物件種別による具体的設置方法 (1) ビル等建物（アンテナ等塔屋の付属物を含む） (2) 鉄塔 (3) 煙突・柱類 (4) 骨組構造 (5) ガスタンク、貯油槽等 (6) 橋梁類 (7) 風力発電設備 (8) 複合物件 (9) ガントリークレーン (10) 工事用の仮設クレーン等 (11) 支線、係留気球等 (12) 告示で定める架空線	第 7 章 物件種別による具体的設置方法 (1) ビル等建物（アンテナ等塔屋の付属物を含む） (2) 鉄塔 (3) 煙突・柱類 (4) 骨組構造 (5) ガスタンク、貯油槽等 (6) 橋梁類 (7) 風力発電設備 (8) 複合物件 (9) ガントリークレーン (10) 工事用の仮設クレーン等 (11) 支線、係留気球等 (12) 告示で定める架空線	
第 8 章 管理の方法 (1) 航空障害灯の管理の方法 (2) 昼間障害標識の管理の方法 (3) 改善命令、 罰則	第 8 章 管理の方法 (1) 航空障害灯の管理の方法 (2) 昼間障害標識の管理の方法 (3) 改善命令	表記の揺れ修正
第 9 章 窓口 (1) 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 (2) 空港等の周辺における設置等に関する確認 (3) 航空障害灯／昼間障害標識の管理に関する連絡・相談窓口 別添 1 空港事務所一覧表 別添 2 航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先	第 9 章 窓口 (1) 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 (2) 空港等の周辺における設置等に関する確認 (3) 航空障害灯／昼間障害標識の管理に関する連絡・相談窓口 別添 1 空港事務所一覧表 別添 2 航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先	
第 1 0 章 付録	(新設)	付録を第 1 0 章として項目化
付録 1 昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示	付録 1 昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示	
付録 2 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準	付録 2 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準	
付録 3 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の細目	付録 3 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の細目	
付録 4 航空法施行規則第 1 2 7 条の 2 第 1 号の 規定に係る航空障害灯の設置に関する事務処理基準	付録 4 航空法施行規則第 1 2 7 条の 2 第 1 号の 規定に係る航空障害灯の設置に関する事務処理基準	
付録 5 航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準	付録 5 航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準	
付録 6 航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準の細目	付録 6 航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準の細目	
付録 7 航空調査に関する業務実施要領	付録 7 航空調査に関する業務実施要領	
付録 8 航空 障害灯 及び昼間障害標識における 航空調査に関する業務実施要領運用指針	付録 8 航空 調査 及び昼間障害標識における 航空調査に関する業務実施要領運用指針	表記の揺れ修正
付録 9 比較的太い煙突等（1 5 0 m未満）の塗色による視認性確保	付録 9 比較的太い煙突等（1 5 0 m未満）の塗色による視認性確保	
付録 1 0 ライトアップ（イルミネーションを含む）中における 航空障害灯の消灯について	付録 1 0 ライトアップ（イルミネーションを含む）中における 航空障害灯の消灯について	

改正案			現行			備考
付録 1 1	風力発電設備（ <u>3 1 5 m以下</u> ）の塗色による視認性確保	…… <u>115</u>	付録 1 1	風力発電設備（ <u>1 5 0 m未満</u> ）の塗色による視認性確保	…… <u>114</u>	表記の揺れ修正
付録 1 2	架空線に係る「支持物件海拔高低差と水平方向支持物件間隔一覧表」	…… <u>118</u>	付録 1 2	架空線に係る「支持物件海拔高低差と水平方向支持物件間隔一覧表」	…… <u>117</u>	
付録 1 3	航空障害灯の種類別の変更指針	…… <u>119</u>	付録 1 3	航空障害灯の種類別の変更指針	…… <u>118</u>	
付録 1 4	航空障害灯 <u>及び</u> 昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領	…… <u>122</u>	付録 1 4	航空障害灯 ／ 昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領	…… <u>121</u>	
第 1 章 目的 （略）			第 1 章 目的 （略）			表記の揺れ修正
第 2 章 用語の定義			第 2 章 用語の定義			
本要領で使用される用語の定義については、以下のとおりとなっています。			本要領で使用される用語の定義については、以下のとおりとなっています。			範囲の明確化
（１）空港等周辺： <u>空港等に設定される進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面等の制限表面の投影面と一致する区域内</u>			（１）空港等周辺： <u>空港等の標点から半径 2 4 k m の範囲（外側水平表面に等しい範囲）</u>			
（２）物件の高さ：当該物件の頂部にある全ての付属物（塔屋、鉄塔、アンテナ、棒、避雷針等）を含む高さとし、その基準となる高さについては以下による。			（２）物件の高さ：当該物件の頂部にある全ての付属物（塔屋、鉄塔、アンテナ、棒、避雷針等）を含む高さとし、その基準となる高さについては以下による。			
①原則として、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号による地盤面からの高さとする。なお、地盤面が複数ある場合においては、建築基準法第 5 2 条第 5 項の規定による条例で定める地盤面とし、これによりがたい場合は、複数の地盤面のうち「最も低い平均地盤面」からの高さとする。			①原則として、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号による地盤面からの高さとする。なお、地盤面が複数ある場合においては、建築基準法第 5 2 条第 5 項の規定による条例で定める地盤面とし、これによりがたい場合は、複数の地盤面のうち「最も低い平均地盤面」からの高さとする。			
②海面にあつては、物件所在地の平均海面からの高さとする。			②海面にあつては、物件所在地の平均海面からの高さとする。			誤字修正
③河川にあつては、最低水面からの高さとする。			③河川にあつては、最低水面からの高さとする。			
（３）物件の幅　：当該物件における水平方向 3 6 0 度から視認され得る最大投影幅			（３）物件の幅　： <u>は</u> 当該物件における水平方向 3 6 0 度から視認され得る最大投影幅			
（４）免除と省略：免除とは、航空障害灯／昼間障害標識の設置が必要であるが、設置しないことを許可又は承認されること。省略とは、航空障害灯／昼間障害標識の設置が必要であるが、 <u>条件を満たした箇所</u> の設置を省くこと。			（４）免除と省略：免除とは、航空障害灯／昼間障害標識の設置が必要であるが、設置しないことを許可又は承認されること。省略とは、航空障害灯／昼間障害標識の設置が必要であるが、 <u>一部</u> の箇所の設置を省くこと。			
（５）～（１０）　（略）			（５）～（１０）　（略）			省略の定義を修正
第 3 章 概要（法体系）			第 3 章 概要（法体系）			文書校正
航空障害灯／昼間障害標識は、航空機の航行の安全を確保するため、航空法第 5 1 条及び第 5 1 条の 2 に基づき、設置することが義務付けられています。航空法第 5 1 条に基づく航空障害灯及び第 5 1 条の 2 に基づく昼間障害標識の設置が必要となる設置対象物件は、以下のとおりとなっています。			航空障害灯／昼間障害標識は、航空機の航行の安全を確保するため、航空法第 5 1 条及び第 5 1 条の 2 に基づき、設置することが義務付けられています。航空法第 5 1 条に基づく航空障害灯及び第 5 1 条の 2 に基づく昼間障害標識の設置が必要となる設置対象物件 <u>の基準</u> は、以下のとおりとなっています。			
なお、一定の条件を満たし国土交通大臣の許可又は承認を得た物件はこれらの設置が免除され、航空障害灯／昼間障害標識が不要となります（付録 2 参照）。また、昭和 3 5 年 6 月 1 日に現存していた物件については、航空障害灯／昼間障害標識の規定は適用外（航空法附則による経過措置の適用）となっています。			なお、一定の条件を満たし国土交通大臣の許可又は承認を得た物件はこれらの設置が免除され、航空障害灯／昼間障害標識が不要となります（付録 2 参照）。また、昭和 3 5 年 6 月 1 日に現存していた物件については、航空障害灯／昼間障害標識の規定は適用外（航空法附則による経過措置の適用）となっています。			

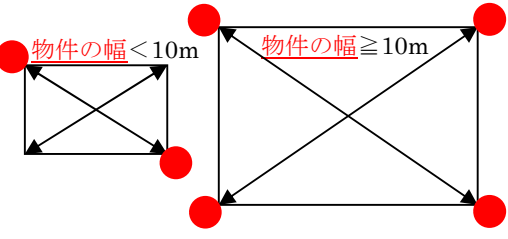
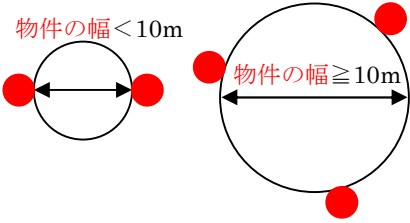
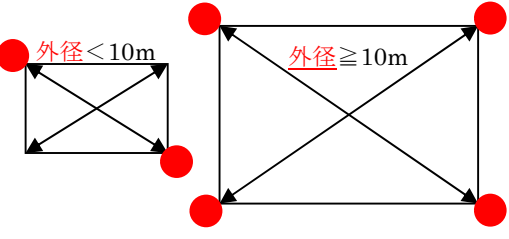
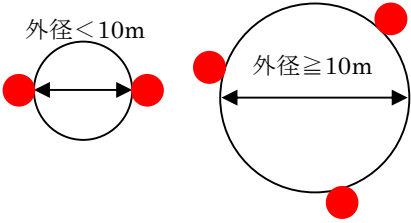
改正案	現行	備考
(1) 航空障害灯 設置対象物件 ① <u>地表又は水面から</u> 6 0 m以上の<u>高さの</u>物件 ② <u>空港等の</u>進入表面・転移表面又は水平表面<u>の投影面と一致する区域内にある下記の物件</u> ア <u>進入表面・転移表面又は水平表面に著しく近接した物件（注 1）</u> イ <u>航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの</u> ③ <u>上記以外の物件で、</u>航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの <u>（削る）</u> (2) 昼間障害標識 設置対象物件 ① <u>地表又は水面から</u> 6 0 m以上<u>の高さ</u>となる物件のうち、以下<u>に掲げるもの</u> ア 煙突、鉄塔、柱、その他の物件で、水平方向3 6 0 度から視認され得る最小投影幅（アンテナ等の付属物を除く）が高さの1 0 分の1 以下となるもの（その支線を含む） イ 風力発電設備 <u>（3 1 5 m以下の高さのものに限る。）</u> ウ 骨組構造<u>の物件</u> エ 国土交通大臣が告示で定める架空線 <u>（注 2）</u> オ 係留気球（その支線を含む） <u>（削る）</u> <u>カ</u> ガスタンク、貯油槽その他これに類する物件で、背景とまぎらわしい色彩を有するため航空機からの視認が困難であるもの <u>（進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の投影面と一致する区域内にあるものに限る。）</u> ② <u>着陸帯の中にある物件又は進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の投影面と一致する区域内にある物件であって航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの</u> <u>（削る）</u> <u>注1. 国が管理する空港における進入表面・転移表面又は水平表面に著しく近接した物件の対象については、付録 4「航空法施行規則第 1 2 7 条の 2 第 1 号の規定に係る航空障害燈の設置に関する事務処理基準」参照</u> <u>注2. 昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示の物件の対象については、付録 1「昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示」参照</u> 上記の対象物件の扱いに関する相談先は、第 9 章をご参照ください。 （飛行場周辺に設置される高さ1 5 0 m以上の物件については、当該飛行場の最低降下高度（MD A）を変更する必要性が生じる可能性があるため、事前にご相談願います。） 航空障害灯／昼間障害標識の設置が必要となる対象物件には、航空法施行規則第 1 2 7 条／	(1) 航空障害灯 設置対象物件 ① <u>高さ</u> 6 0 m以上の物件 ② 進入表面・転移表面又は水平表面<u>に著しく近接した物件（国が管理する空港の場合、近接した物件とはこれらの表面下 6 m以内の物件）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ③ 航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの ④ <u>制限表面の上に突出する障害物件（設置を承認されたものに限る。）</u> (2) 昼間障害標識 設置対象物件 ① <u>（1）①の高さ</u> 6 0 m以上となる物件のうち、以下<u>のいずれかに該当する物件</u> ア 煙突、鉄塔、柱、その他の物件で、水平方向3 6 0 度から視認され得る最小投影幅（アンテナ等の付属物を除く）が高さの1 0 分の1 以下となるもの（その支線を含む） イ 風力発電設備 ウ 骨組構造 エ 国土交通大臣が告示で定める架空線 オ 係留気球（その支線を含む） <u>②飛行場周辺にある高さ 6 0 m以上となる次の物件。</u> <u>オ</u> ガスタンク、貯油槽その他これに類する物件で、背景とまぎらわしい色彩を有するため航空機からの視認が困難であるもの ③ <u>着陸帯、飛行場周辺にある次の物件</u> <u>カ</u> <u>航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの</u> ④ <u>制限表面の上に突出する障害物件（設置を承認されたものに限る。）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ※ 上記の対象物件の扱いに関する相談先は、第 9 章をご参照ください。 （飛行場周辺に設置される高さ1 5 0 m以上の物件については、当該飛行場の最低降下高度（MD A）を変更する必要性が生じる可能性があるため、事前にご相談願います。） 航空障害灯／昼間障害標識の設置が必要となる対象物件には、航空法施行規則第 1 2 7 条／	航空法第 5 1 条及び第 5 1 条の 2 及び航空法施行規則第二百二十七条の二及び第三百十二条の二に合わせた記載に修正 対象物件の規程先を「注」で記載 不要な「※」を削除

改正案	現行	備考
第 1 3 2 条の 3 に基づき、特定の種類の航空障害灯／昼間障害標識を特定の位置に設置する必要があります（第 5 章、第 6 章参照）。また、これらを設置した後は、航空法施行規則第 2 3 8 条に基づく届出の手続きを行うとともに、同規則 1 2 8 条／第 1 3 2 条の 4 に基づき、指定された管理の方法に従って管理を行う必要があります（上記の管理義務に違反する場合、航空法第 5 1 条第 6 項による改善命令及び同法第 1 5 0 条第 1 項第 2 の 2 号による罰則規定が適用されることとなります）。 なお、上記の航空障害灯設置対象物件以外の物件に航空障害灯を設置することは、航空法第 5 2 条の類似灯火の制限に抵触するおそれがあります。 <参考：法体系> 【航空法】 第 51 条 航空障害灯 ― 地表又は水面より 60m 以上の高さの物件 ― <u>空港等</u>の進入表面、転移表面または水平表面の投影面と一致する区域内にある物件 ― 航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの 第 51 条の 2 昼間障害標識 ― 煙突、鉄塔その他国土交通省令で定める物件で地表または水面から 60m 以上の高さのもの ― 航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの 【航空法施行規則】 第 127 条 航空障害灯の種類及び設置基準 第 127 条の 2 航空障害灯設置物件 【航空法施行規則】 第 128 条 航空障害灯の管理の方法 【航空法施行規則】 第 132 条の 2 昼間障害標識設置物件 第 132 条の 3 昼間障害標識の種類及び設置基準 第 132 条の 4 昼間障害標識の管理の方法 【航空法施行規則】 第 238 条 届出 【告示】 国土交通省告示第 1478 号(平成 17 年 12 月 26 日) 昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示 (詳細は付録 1 参照)	第 1 3 2 条の 3 に基づき、特定の種類の航空障害灯／昼間障害標識を特定の位置に設置する必要があります（第 5 章、第 6 章参照）。また、これらを設置した後は、航空法施行規則第 2 3 8 条に基づく届出の手続きを行うとともに、同規則 1 2 8 条／第 1 3 2 条の 4 に基づき、指定された管理の方法に従って管理を行う必要があります（上記の管理義務に違反する場合、航空法第 5 1 条第 6 項による改善命令及び同法第 1 5 0 条第 1 項第 2 の 2 号による罰則規定が適用されることとなります）。 なお、上記の航空障害灯設置対象物件以外の物件に航空障害灯を設置することは、航空法第 5 2 条の類似灯火の制限に抵触するおそれがあります。 <参考：法体系> 【航空法】 第 51 条 航空障害灯 ― 地表又は水面より 60m 以上の高さの物件 ― <u>飛行場</u>の進入表面、転移表面または水平表面の投影面と一致する区域内にある物件 ― 航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの 第 51 条の 2 昼間障害標識 ― 煙突、鉄塔その他国土交通省令で定める物件で地表または水面から 60m 以上の高さのもの ― 航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの 【航空法施行規則】 第 127 条 航空障害灯の種類及び設置基準 第 127 条の 2 航空障害灯設置物件 【航空法施行規則】 第 128 条 航空障害灯の管理の方法 【航空法施行規則】 第 132 条の 2 昼間障害標識設置物件 第 132 条の 3 昼間障害標識の種類及び設置基準 第 132 条の 4 昼間障害標識の管理の方法 【航空法施行規則】 第 238 条 届出 【告示】 国土交通省告示第 1478 号(平成 17 年 12 月 26 日) 昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示 (詳細は付録 1 参照)	表記の揺れ修正

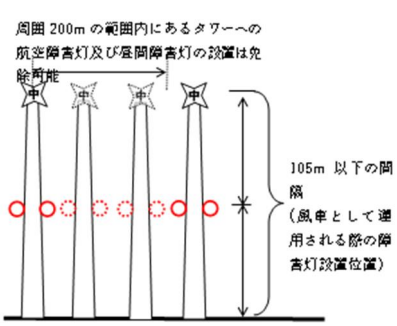
改正案				現行				備考	
【航空局長通達】 「航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準」 （詳細は付録 2 参照）	【航空局長通達】 「航空法施行規則第 127 条の 2 第 1 号の規定に係る航空障害灯の設置に関する事務処理基準」(国が管理する空港) （詳細は付録 4 参照）	【航空局長通達】 「航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準」 （詳細は付録 5 参照）	【航空局長通達】 「航空調査に関する業務実施要領」 （詳細は付録 7 参照）		【航空局長通達】 「航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準」 （詳細は付録 2 参照）	【航空局長通達】 「航空法施行規則第 127 条の 2 第 1 号の規定に係る航空障害灯の設置に関する事務処理基準」(国が管理する空港) （詳細は付録 4 参照）	【航空局長通達】 「航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準」 （詳細は付録 5 参照）	【航空局長通達】 「航空調査に関する業務実施要領」 （詳細は付録 7 参照）	

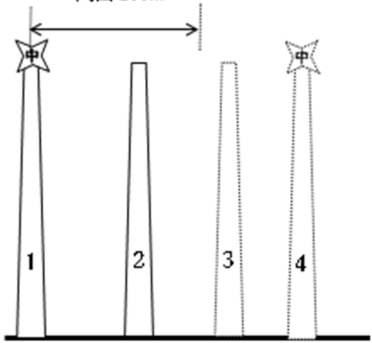
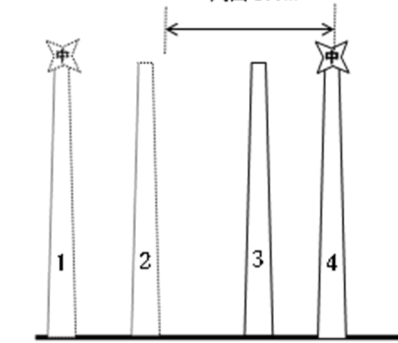
改正案				現行				備考																																																													
● 中光度赤色航空障害灯 ⊖ 低光度航空障害灯(100cd)  物件の幅 4.5 m以下  物件の幅 4.5 mを超え 9.0 m以下 物件の高さ 150 m未満の物件 図 5-6 各段の設置灯器数 (ビル等建物) ● 中光度赤色航空障害灯 ⊖ 低光度航空障害灯(100cd)  物件の幅 4.5 m以下  物件の幅 4.5 m超 物件の高さ 150 m以上の物件 図 5-7 各段の設置灯器数 (ビル等建物)				なっています。 ● 中光度赤色航空障害灯 ⊖ 低光度航空障害灯(100cd)  物件の幅 4.5 m以下  物件の幅 4.5 mを超え 9.0 m以下 物件の高さ 150 m未満の物件 図 5-6 各段の設置灯器数 (ビル等建物) ● 中光度赤色航空障害灯 ⊖ 低光度航空障害灯(100cd)  物件の幅 4.5 m以下  物件の幅 4.5 m超 物件の高さ 150 m以上の物件 図 5-7 各段の設置灯器数 (ビル等建物)				め削除																																																													
<表 5-4：各段の設置灯器数（煙突、鉄塔で高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置する物件）> <table><tr><th>種 類</th><th>物件の幅</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><td rowspan="4">高光度、中光度白色 （120° タイプ）</td><td>6 m未満</td><td colspan="2">3</td></tr><tr><td>6 m以上 30 m未満</td><td colspan="2">4</td></tr><tr><td>30 m以上 60 m未満</td><td colspan="2">6</td></tr><tr><td>60 m以上</td><td colspan="2">8</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">物件の幅</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><th>円形（煙突等）</th><th>四辺形（鉄塔等）</th></tr><tr><td rowspan="2">中光度白色 （360° タイプ）</td><td>10 m未満</td><td>2（180°）</td><td>2（対角線上）</td></tr><tr><td>10 m以上</td><td>3（120°）</td><td>4（対角線上）</td></tr></table> ※水平面下5°より上方の全方向から視認可能な場合には、最上段は1灯でよい。				種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数		高光度、中光度白色 （120° タイプ）	6 m未満	3		6 m以上 30 m未満	4		30 m以上 60 m未満	6		60 m以上	8		種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数		円形（煙突等）	四辺形（鉄塔等）	中光度白色 （360° タイプ）	10 m未満	2（180°）	2（対角線上）	10 m以上	3（120°）	4（対角線上）	<表 5-4：各段の設置灯器数（煙突、鉄塔で高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置する物件）> <table><tr><th>種 類</th><th>物件の外径</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><td rowspan="4">高光度、中光度白色 （120° タイプ）</td><td>6 m未満</td><td colspan="2">3</td></tr><tr><td>6 m以上 30 m未満</td><td colspan="2">4</td></tr><tr><td>30 m以上 60 m未満</td><td colspan="2">6</td></tr><tr><td>60 m以上</td><td colspan="2">8</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">物件の外径</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><th>円形（煙突等）</th><th>四辺形（鉄塔等）</th></tr><tr><td rowspan="2">中光度白色 （360° タイプ）</td><td>10 m未満</td><td>2（180°）</td><td>2（対角線上）</td></tr><tr><td>10 m以上</td><td>3（120°）</td><td>4（対角線上）</td></tr></table> ※水平面下5°より上方の全方向から視認可能な場合には、最上段は1灯でよい。				種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数		高光度、中光度白色 （120° タイプ）	6 m未満	3		6 m以上 30 m未満	4		30 m以上 60 m未満	6		60 m以上	8		種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数		円形（煙突等）	四辺形（鉄塔等）	中光度白色 （360° タイプ）	10 m未満	2（180°）	2（対角線上）	10 m以上	3（120°）	4（対角線上）	表記の揺れ修正	
種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数																																																																			
高光度、中光度白色 （120° タイプ）	6 m未満	3																																																																			
	6 m以上 30 m未満	4																																																																			
	30 m以上 60 m未満	6																																																																			
	60 m以上	8																																																																			
種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数																																																																			
		円形（煙突等）	四辺形（鉄塔等）																																																																		
中光度白色 （360° タイプ）	10 m未満	2（180°）	2（対角線上）																																																																		
	10 m以上	3（120°）	4（対角線上）																																																																		
種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数																																																																			
高光度、中光度白色 （120° タイプ）	6 m未満	3																																																																			
	6 m以上 30 m未満	4																																																																			
	30 m以上 60 m未満	6																																																																			
	60 m以上	8																																																																			
種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数																																																																			
		円形（煙突等）	四辺形（鉄塔等）																																																																		
中光度白色 （360° タイプ）	10 m未満	2（180°）	2（対角線上）																																																																		
	10 m以上	3（120°）	4（対角線上）																																																																		

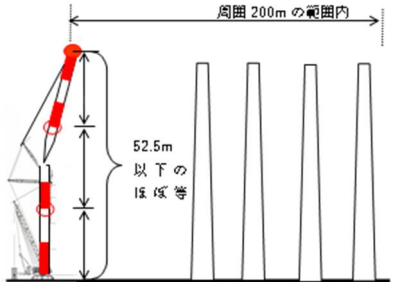
改正案				現行				備考																																		
<表５－５：各段の設置灯器数(支持物件で高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置する物件) > <table><tr><th>種 類</th><th>物件の幅</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><td rowspan="4">高光度、中光度白色 (１２０° タイプ)</td><td>6 m未満</td><td colspan="2">3</td></tr><tr><td>6 m以上３０m未満</td><td colspan="2">4</td></tr><tr><td>３０m以上６０m未満</td><td colspan="2">6</td></tr><tr><td>６０m以上</td><td colspan="2">8</td></tr></table>				種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数		高光度、中光度白色 (１２０° タイプ)	6 m未満	3		6 m以上３０m未満	4		３０m以上６０m未満	6		６０m以上	8		<表５－５：各段の設置灯器数(支持物件で高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置する物件) > <table><tr><th>種 類</th><th>物件の外径</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><td rowspan="4">高光度、中光度白色 (１２０° タイプ)</td><td>6 m未満</td><td colspan="2">3</td></tr><tr><td>6 m以上３０m未満</td><td colspan="2">4</td></tr><tr><td>３０m以上６０m未満</td><td colspan="2">6</td></tr><tr><td>６０m以上</td><td colspan="2">8</td></tr></table>				種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数		高光度、中光度白色 (１２０° タイプ)	6 m未満	3		6 m以上３０m未満	4		３０m以上６０m未満	6		６０m以上	8		表記の揺れ修正
				種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数																																				
				高光度、中光度白色 (１２０° タイプ)	6 m未満	3																																				
					6 m以上３０m未満	4																																				
					３０m以上６０m未満	6																																				
６０m以上	8																																									
種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数																																								
高光度、中光度白色 (１２０° タイプ)	6 m未満	3																																								
	6 m以上３０m未満	4																																								
	３０m以上６０m未満	6																																								
	６０m以上	8																																								
<table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">物件の幅</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><th>円形 (煙突等)</th><th>四辺形 (鉄塔等)</th></tr><tr><td rowspan="2">中光度白色 (３６０° タイプ)</td><td>１０m未満</td><td>２（１８０°）</td><td>２（対角線上）</td></tr><tr><td>１０m以上</td><td>３（１２０°）</td><td>４（対角線上）</td></tr></table> ※水平面下５° より上方の全方向から視認可能な場合には、最上段は１灯でよい。				種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)	中光度白色 (３６０° タイプ)	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）	<table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">物件の外径</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><th>円形 (煙突等)</th><th>四辺形 (鉄塔等)</th></tr><tr><td rowspan="2">中光度白色 (３６０° タイプ)</td><td>１０m未満</td><td>２（１８０°）</td><td>２（対角線上）</td></tr><tr><td>１０m以上</td><td>３（１２０°）</td><td>４（対角線上）</td></tr></table> ※水平面下５° より上方の全方向から視認可能な場合には、最上段は１灯でよい。				種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)	中光度白色 (３６０° タイプ)	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）	表記の揺れ修正								
種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数																																								
		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)																																							
中光度白色 (３６０° タイプ)	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）																																							
	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）																																							
種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数																																								
		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)																																							
中光度白色 (３６０° タイプ)	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）																																							
	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）																																							
<表５－６：各段の設置灯器数（煙突、鉄塔で上記表５－４以外の物件） > <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">物件の幅</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><th>円形 (煙突等)</th><th>四辺形 (鉄塔等)</th></tr><tr><td rowspan="2">中光度赤色、低光度</td><td>１０m未満</td><td>２（１８０°）</td><td>２（対角線上）</td></tr><tr><td>１０m以上</td><td>３（１２０°）</td><td>４（対角線上）</td></tr></table> ※ 水平面下１５° より上方の全方向から視認可能な場合には、最上段は１灯でよい。				種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)	中光度赤色、低光度	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）	<表５－６：各段の設置灯器数（煙突、鉄塔で上記表５－４以外の物件） > <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">物件の外径</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><th>円形 (煙突等)</th><th>四辺形 (鉄塔等)</th></tr><tr><td rowspan="2">中光度赤色、低光度</td><td>１０m未満</td><td>２（１８０°）</td><td>２（対角線上）</td></tr><tr><td>１０m以上</td><td>３（１２０°）</td><td>４（対角線上）</td></tr></table> ※ 水平面下１５° より上方の全方向から視認可能な場合には、最上段は１灯でよい。				種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)	中光度赤色、低光度	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）	表記の揺れ修正								
種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数																																								
		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)																																							
中光度赤色、低光度	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）																																							
	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）																																							
種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数																																								
		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)																																							
中光度赤色、低光度	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）																																							
	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）																																							
<表５－７：各段の設置灯器数（支持物件で上記表５－５以外の物件） > <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">物件の幅</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><th>円形 (煙突等)</th><th>四辺形 (鉄塔等)</th></tr><tr><td rowspan="2">中光度赤色、低光度</td><td>１０m未満</td><td>２（１８０°）</td><td>２（対角線上）</td></tr><tr><td>１０m以上</td><td>３（１２０°）</td><td>４（対角線上）</td></tr></table> ※ 水平面下１５° より上方の全方向から視認可能な場合には、最上段は１灯でよい。				種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)	中光度赤色、低光度	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）	<表５－７：各段の設置灯器数（支持物件で上記表５－５以外の物件） > <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">物件の外径</th><th colspan="2">1 段当たりの灯器の数</th></tr><tr><th>円形 (煙突等)</th><th>四辺形 (鉄塔等)</th></tr><tr><td rowspan="2">中光度赤色、低光度</td><td>１０m未満</td><td>２（１８０°）</td><td>２（対角線上）</td></tr><tr><td>１０m以上</td><td>３（１２０°）</td><td>４（対角線上）</td></tr></table> ※ 平面下１５° より上方の全方向から視認可能な場合には、最上段は１灯でよい。				種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)	中光度赤色、低光度	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）	表記の揺れ修正 誤記修正								
種 類	物件の幅	1 段当たりの灯器の数																																								
		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)																																							
中光度赤色、低光度	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）																																							
	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）																																							
種 類	物件の外径	1 段当たりの灯器の数																																								
		円形 (煙突等)	四辺形 (鉄塔等)																																							
中光度赤色、低光度	１０m未満	２（１８０°）	２（対角線上）																																							
	１０m以上	３（１２０°）	４（対角線上）																																							

改正案	現行	備考
 図 5 - 8 円形（煙突等） 図 5 - 9 四辺形（鉄塔等） b.設置仰角（高光度、中光度白色（1 2 0° タイプ）） （略） （3）～ （6） （略） 第 6 章 航空障害灯／昼間障害標識の設置免除 一定の条件を満たすことで、航空障害灯／昼間障害標識の設置免除が可能です。 ただし、事前に設置免除申請手続きを行い、当局の許可又は承認を受ける必要がありますので、物件の設置を予定されている場合は第 9 章の窓口へお問い合わせください。なお、空港の制限表面の投影面に設置する物件等、航空機の航行の安全を害する恐れのある物件については免除できない場合があります。 （1）～ （2） （略） （3） その他の設置免除 <u>第 1 0 章</u>の付録 2 及び付録 3 に該当する物件は、航空障害灯／昼間障害標識の設置免除が可能となる場合がありますので、第 9 章の窓口へお問い合わせください。 第 7 章 物件種別による具体的設置方法 物件種別ごとの航空障害灯／昼間障害標識の設置方法は、以下のとおりとなっています。 （1）ビル等建物（アンテナ等塔屋の付属物を含む） （略） （2）鉄塔 本物件（その支線を含む。）には、航空障害灯として、①高光度航空障害灯、②中光度白色航空障害灯、③中光度赤色航空障害灯と低光度航空障害灯（3 2 c d 以上）の組合せ、④低光度航空障害灯（1 0 c d 以上）、のいずれかを設置する必要があります。また、③又は④を使用する場合に限り、昼間障害標識の設置が必要です（①又は②を使用する場合、昼間障害標識は不要）。 さらに、昼間障害標識が設置されている物件にあつては、中光度赤色航空障害灯の代替として中光度白色航空障害灯を設置することができます。 なお、架空送電線の支持物やラジオ・テレビ・通信塔及び類似の構造物には、塗色の効果をあげるために枠組材の内面及び外面の全てを塗装する必要があります。  高光度航空障害灯  中光度白色航空障害灯  中光度赤色航空障害灯  低光度航空障害灯(32cd)  低光度航空障害灯(10cd)	 図 5 - 8 円形（煙突等） 図 5 - 9 四辺形（鉄塔等） b.設置仰角（高光度、中光度白色（1 2 0° タイプ）） （略） （3）～ （6） （略） 第 6 章 航空障害灯／昼間障害標識の設置免除 一定の条件を満たすことで、航空障害灯／昼間障害標識の設置免除が可能です。 ただし、事前に設置免除申請手続きを行い、当局の許可又は承認を受ける必要がありますので、物件の設置を予定されている場合は第 9 章の窓口へお問い合わせください。なお、空港の制限表面の投影面に設置する物件等、航空機の航行の安全を害する恐れのある物件については免除できない場合があります。 （1）～ （2） （略） （3） その他の設置免除 <u>巻末</u>の付録 2 及び付録 3 に該当する物件は、航空障害灯／昼間障害標識の設置免除が可能となる場合がありますので、第 9 章の窓口へお問い合わせください。 第 7 章 物件種別による具体的設置方法 物件種別ごとの航空障害灯／昼間障害標識の設置方法は、以下のとおりとなっています。 （1）ビル等建物（アンテナ等塔屋の付属物を含む） （略） （2）鉄塔 本物件（その支線を含む。）には、航空障害灯として、①高光度航空障害灯、②中光度白色航空障害灯、③中光度赤色航空障害灯と低光度航空障害灯（3 2 c d 以上）の組合せ、④低光度航空障害灯（1 0 c d 以上）、のいずれかを設置する必要があります。また、③又は④を使用する場合に限り、昼間障害標識の設置が必要です（①又は②を使用する場合、昼間障害標識は不要）。 さらに、昼間障害標識が設置されている物件にあつては、中光度赤色航空障害灯の代替として中光度白色航空障害灯を設置することができます。 なお、架空送電線の支持物やラジオ・テレビ・通信塔及び類似の構造物には、塗色の効果をあげるために枠組材の内面及び外面の全てを塗装する必要があります。  高光度航空障害灯  中光度白色航空障害灯  中光度赤色航空障害灯  低光度航空障害灯(32cd)  低光度航空障害灯(10cd)	表記の揺れ修正 付録を「第 1 0 章」としたことによる修正

改正案	現行	備考
①物件の高さ：6 0 m以上9 0 m未満の物件 （図略） ②物件の高さ：9 0 m以上1 0 5 m以下の物件 （図略） ③物件の高さ：1 0 5 mを超え1 5 0 m未満の物件 （図略） ④物件の高さ：1 5 0 m以上の物件 （図略） （3） 煙突・柱類 本物件（その支線を含む。）は、物件の高さに比してその幅が著しく狭いものとして、具体的に物件幅が水平方向3 6 0 度から視認され得る最小投影幅（アンテナ等の付属物を除く）が高さの1 0 分の1 以下であれば、上記（2）の鉄塔と同様の扱いとなり、1 0 分の1 を超えるものであれば、（1）ビル等建物と同様の扱いとなります。 煙突等で航空障害灯の機能を損なう恐れがあるものは頂上から下方1．5 m～3 mの範囲で設置位置を移動することができます。 また、昼間障害標識が設置されている物件にあつては、中光度赤色航空障害灯の代替として中光度白色航空障害灯を設置することができます。 なお、昼間障害標識の設置に関し、1 5 0 m未満（鉄塔、骨組構造の物件を除く）の物件で、水平方向3 6 0 度から視認され得る最小投影幅（アンテナ等の付属物を除く）が高さの2 0 分の1 以上（1 0 分の1 以下）の場合にあつては、物件に一定条件を満たした塗色パターン等の塗色を施すことにより「昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他国土交通省令で認める物件」には該当しないと判断されることから昼間障害標識の設置が不要になります。判断基準等の詳細については、付録9に記載しています。  高光度航空障害灯  中光度白色航空障害灯  中光度赤色航空障害灯  低光度航空障害灯(32cd)  低光度航空障害灯(10cd) ①物件の高さ：6 0 m以上9 0 m未満の物件 （図略） ②物件の高さ：9 0 m以上1 0 5 m以下の物件 （図略） ③物件の高さ：1 0 5 mを超え1 5 0 m未満の物件 ※中光度赤色航空障害灯の代替として中光度白色航空障害灯を設置することができます。 （図略） ④物件の高さ：1 5 0 m以上の物件 （図略） （4）～ （6） （略） （7） 風力発電設備 本物件には、航空障害灯として、①中光度白色航空障害灯、②中光度赤色航空障害灯の	①物件の高さ：6 0 m以上9 0 m未満の物件 （図略） ②地上高：9 0 m以上1 0 5 m未満の物件 （図略） ③物件の高さ：1 0 5 m以上1 5 0 m未満の物件 （図略） ④物件の高さ：1 5 0 m以上の物件 （図略） （3） 煙突・柱類 本物件（その支線を含む。）は、物件の高さに比してその幅が著しく狭いものとして、具体的に物件幅が水平方向3 6 0 度から視認され得る最小投影幅（アンテナ等の付属物を除く）が高さの1 0 分の1 以下であれば、上記（2）の鉄塔と同様の扱いとなり、1 0 分の1 を超えるものであれば、（1）ビル等建物と同様の扱いとなります。 煙突等で航空障害灯の機能を損なう恐れがあるものは頂上から下方1．5 m～3 mの範囲で設置位置を移動することができます。 また、昼間障害標識が設置されている物件にあつては、中光度赤色航空障害灯の代替として中光度白色航空障害灯を設置することができます。 なお、昼間障害標識の設置に関し、1 5 0 m未満（鉄塔、骨組構造の物件を除く）の物件で、水平方向3 6 0 度から視認され得る最小投影幅（アンテナ等の付属物を除く）が高さの2 0 分の1 以上（1 0 分の1 以下）の場合にあつては、物件に一定条件を満たした塗色パターン等の塗色を施すことにより「昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他国土交通省令で認める物件」には該当しないと判断されることから昼間障害標識の設置が不要になります。判断基準等の詳細については、付録9に記載しています。  高光度航空障害灯  中光度白色航空障害灯  中光度赤色航空障害灯  低光度航空障害灯(32cd)  低光度航空障害灯(10cd) ①物件の高さ：6 0 m以上9 0 m未満の物件 （図略） ②物件の高さ：9 0 m以上1 0 5 m未満の物件 （図略） ③物件の高さ：1 0 5 m以上1 5 0 m未満の物件 ※中光度赤色航空障害灯の代替として中光度白色航空障害灯を設置することができます。 （図略） ④物件の高さ：1 5 0 m以上の物件 （図略） （4）～ （6） （略） （7） 風力発電設備 本物件には、航空障害灯として、①中光度白色航空障害灯、②中光度赤色航空障害灯の	表記の揺れ及び誤記修正 誤記修正 誤記修正 誤記修正

改正案	現行	備考
いずれかをナセル頂部に設置する必要がある、高さが1 5 0 m以上の場合は、地上からナセル頂部までの間の、ほぼ等間隔の位置に低光度航空障害灯（3 2 c d 以上）を設置する必要があります。②を使用する場合、昼間障害標識の設置が必要です（①を使用する場合、昼間障害標識は不要）。 なお、景観上の問題等やむを得ない場合で、3 1 5 m以下の物件にあっては、物件に一定条件を満たしたパターンの塗色等を施すことにより「昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他国土交通省令で認める物件」には該当しないと当局が判断した場合は昼間障害標識の設置が不要になります。判断基準等の詳細については、付録1 1 に記載しています。 ✧ 中光度白色航空障害灯 ● 中光度赤色航空障害灯 ○ 低光度航空障害灯（3 2 c d 以上） ①物件高さ：1 5 0 m未満の物件 （略） ②物件高さ：1 5 0 m以上3 1 5 m以下の物件 （略） ③ <u>プレアッセンブル時のタワー</u> <u>風力発電設備のプレアッセンブル(事前組立て)時のタワー(以下「プレアッセンブルタワー」という。)は単体では煙突・柱類に属する物件と考えられますが、複数のプレアッセンブルタワーが群立設置される場合(ただし、物件の高さが150m未満の場合に限る)は、下図に示す通り、上記①及び②に示す風力発電設備に合わせた航空障害灯の設置に合わせることができるとともに、航空障害灯を設置したプレアッセンブルタワーの周囲200mの範囲内にあるプレアッセンブルタワーの航空障害灯の設置免除が可能です。ただし、付録2「航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準」に従って、航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除を行う必要があります。</u> 周囲200mの範囲内にあるタワーへの航空障害灯及び昼間障害灯の設置は免除可能  周囲200mの範囲内にあるタワーへの航空障害灯及び昼間障害灯の設置は免除可能  <u>物件の高さが60m以上105m以下の場合</u> <u>物件の高さが105mを超え150m未満の場合</u> ※図は設置イメージです。航空障害灯の設置が必要な個数は物件の幅、使用灯器、設置状況により変わります。 ※航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除が可能なプレアッセンブルタワーは事務処理基準（付録2航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準）に従い、中光度白色航空障害灯を設置した海拔がより高いプレアッセンブルタワーから200mの範囲となります。 ※設置状況等一定の状況を満たすことで航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除が可	いずれかをナセル頂部に設置する必要がある、高さが1 5 0 m以上の場合は、地上からナセル頂部までの間の、ほぼ等間隔の位置に低光度航空障害灯（3 2 c d 以上）を設置する必要があります。②を使用する場合、昼間障害標識の設置が必要です（①を使用する場合、昼間障害標識は不要）。 なお、景観上の問題等やむを得ない場合で、3 1 5 m以下の物件にあっては、物件に一定条件を満たしたパターンの塗色等を施すことにより「昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他国土交通省令で認める物件」には該当しないと当局が判断した場合は昼間障害標識の設置が不要になります。判断基準等の詳細については、付録1 1 に記載しています。 ✧ 中光度白色航空障害灯 ● 中光度赤色航空障害灯 ○ 低光度航空障害灯（3 2 c d 以上） ①物件高さ：1 5 0 m未満の物件 （略） ②物件高さ：1 5 0 m以上3 1 5 m以下の物件 （略） (新規)	プレアッセンブルタワーへの航空障害灯の設置方法を追加

改正案	現行	備考
<u>能です。詳細は第6章に記載しています。</u> <u>図7-20-3</u> <u>当該設置方法による場合は、搬出作業によりプレアッセンブルタワーの設置本数が減った場合においても、常に航空障害灯の設置免除を受けたプレアッセンブルタワーは航空障害灯が設置されているプレアッセンブルタワーの周囲 200m の範囲内に設置されているという状況を確認できるように、プレアッセンブルタワーの設置・搬出方法を調整していただく必要があります。</u> パターン 1  パターン 2  <u>※タワー4 を搬出する場合は、航空障害灯が設置されているタワー 1 は残すとともに、タワー1 の周囲 200m の範囲外のタワー3 も併せて搬出する必要があります。</u> <u>※タワー1 を搬出する場合は、航空障害灯が設置されているタワー4 は残すとともに、タワー4 の周囲 200m の範囲外のタワー2 も併せて搬出する必要があります。</u> <u>プレアッセンブルタワー搬出方法の例</u> <u>図7-20-4</u> <u>なお、プレアッセンブルタワーの近傍に配置されるクレーン等の物件に航空障害灯及び昼間障害標識が設置されており、当該物件の海拔高がプレアッセンブルタワーの海拔高より高い場合は、当該物件から周囲 200m の範囲内にあるプレアッセンブルタワーへの航空障害灯及び昼間障害標識の設置を省略可能です。ただし、当該物件の海拔高がプレアッセンブルタワーの海拔高を下回らない必要があります。なお、暴風等の理由でやむを得ずクレーンを下げる等当該物件の海拔高をプレアッセンブルタワーの海拔高より低くする必要がある場合は、航空情報（ノータム）にて運航者に対して航空障害灯及び昼間障害標識の機能停止の情報を提供する必要があります。例として、プレアッセンブルタワーの近傍に海拔高がより高いクレーンが設置される場合の設置例を次図に示します。</u>		

改正案	現行	備考																																
 <u>プレアッセンブルタワーの近傍にクレーンが設置されている場合の設置例</u> (プレアッセンブルタワーの物件の高さが 150m 未満の場合に限る) ※クレーンを下げる場合の航空情報(ノータム)に掲載する必要情報 ① <u>航空障害灯及び昼間障害標識の機能停止</u> ② <u>物件の所在地 (プレアッセンブルタワーを囲む 4 ヲ所の緯度経度、都道府県名)</u> ③ <u>物件の高さ (クレーンを下げる前のクレーン高さ (海拔高))</u> ④ <u>クレーンの数</u> ⑤ <u>機能停止期間</u> <u>図 7 - 2 0 - 5</u>	(8) ~ (1 2) (略) <u>第 8 章 管理の方法</u> (略) <u>第 9 章 窓口</u> (1) ~ (3) (略) 別添 1 空 港 事 務 所 一 覧 表 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>代表電話</th><th>管 轄 区 域</th></tr><tr><td colspan="4">東 京 航 空 局 管 内</td></tr><tr><td>丘珠空港事務所</td><td>北海道札幌市</td><td>011-781-4161</td><td>北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内</td></tr><tr><td>新千歳空港事務所</td><td>北海道千歳市</td><td>0123-23-4101</td><td>北海道 (丘珠空港事務所の管轄する区域を除く。)</td></tr><tr><td>三沢空港事務所</td><td>青森県三沢市</td><td>0176-53-2461</td><td>青森県</td></tr><tr><td>仙台空港事務所</td><td>宮城県名取市</td><td>022-383-1211</td><td>岩手県 宮城県 秋田県 福島県</td></tr><tr><td>百里空港事務所</td><td>茨城県小美玉市</td><td>0299-54-0600</td><td>茨城県</td></tr><tr><td>成田空港事務所</td><td>千葉県成田市</td><td>0476-32-0909</td><td>千葉県</td></tr></table>	名 称	位 置	代表電話	管 轄 区 域	東 京 航 空 局 管 内				丘珠空港事務所	北海道札幌市	011-781-4161	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内	新千歳空港事務所	北海道千歳市	0123-23-4101	北海道 (丘珠空港事務所の管轄する区域を除く。)	三沢空港事務所	青森県三沢市	0176-53-2461	青森県	仙台空港事務所	宮城県名取市	022-383-1211	岩手県 宮城県 秋田県 福島県	百里空港事務所	茨城県小美玉市	0299-54-0600	茨城県	成田空港事務所	千葉県成田市	0476-32-0909	千葉県	
名 称	位 置	代表電話	管 轄 区 域																															
東 京 航 空 局 管 内																																		
丘珠空港事務所	北海道札幌市	011-781-4161	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内																															
新千歳空港事務所	北海道千歳市	0123-23-4101	北海道 (丘珠空港事務所の管轄する区域を除く。)																															
三沢空港事務所	青森県三沢市	0176-53-2461	青森県																															
仙台空港事務所	宮城県名取市	022-383-1211	岩手県 宮城県 秋田県 福島県																															
百里空港事務所	茨城県小美玉市	0299-54-0600	茨城県																															
成田空港事務所	千葉県成田市	0476-32-0909	千葉県																															

改正案				現行				備考
東京空港事務所	東京都大田区	03-5757-3000	栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	東京空港事務所	東京都大田区	03-5757-3000	栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	福岡空港事務所の庁舎移 転に伴う、代表電話番号 の変更
新潟空港事務所	新潟県新潟市	025-273-4567	山形県 新潟県	新潟空港事務所	新潟県新潟市	025-273-4567	山形県 新潟県	
大 阪 航 空 局 管 内				大 阪 航 空 局 管 内				
小松空港事務所	石川県小松市	0761-24-0828	富山県 石川県 福井県	小松空港事務所	石川県小松市	0761-24-0828	富山県 石川県 福井県	
中部空港事務所	愛知県常滑市	0569-38-2155	岐阜県 愛知県 三重県	中部空港事務所	愛知県常滑市	0569-38-2155	岐阜県 愛知県 三重県	
大阪空港事務所	大阪府豊中市	06-6843-1121	滋賀県 京都府 大阪府（八尾空 港事務所及び関西空港事務所の管 轄に属する区域を除く。） 兵庫県 岡山県 広島県 香川県	大阪空港事務所	大阪府豊中市	06-6843-1121	滋賀県 京都府 大阪府（八尾空 港事務所及び関西空港事務所の管 轄に属する区域を除く。） 兵庫県 岡山県 広島県 香川県	
八尾空港事務所	大阪府八尾市	0729-92-0031	大阪府のうち八尾市、富田林市、 河内長野市、松原市、柏原市、羽 曳野市、藤井寺市、東大阪市、大 阪狭山市及び南河内郡 奈良県	八尾空港事務所	大阪府八尾市	0729-92-0031	大阪府のうち八尾市、富田林市、 河内長野市、松原市、柏原市、羽 曳野市、藤井寺市、東大阪市、大 阪狭山市及び南河内郡 奈良県	
関西空港事務所	大阪府泉南郡田尻町	0724-55-1300	大阪府のうち堺市、岸和田市、泉 大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉 市、高石市、泉南市、阪南市、泉 北郡及び泉南郡 和歌山県	関西空港事務所	大阪府泉南郡田尻町	0724-55-1300	大阪府のうち堺市、岸和田市、泉 大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉 市、高石市、泉南市、阪南市、泉 北郡及び泉南郡 和歌山県	
美保空港事務所	鳥取県境港市	0859-45-6111	鳥取県 島根県	美保空港事務所	鳥取県境港市	0859-45-6111	鳥取県 島根県	
岩国空港事務所	山口県岩国市	0827-24-8221	山口県（北九州空港事務所の管轄 に属する区域を除く。）	岩国空港事務所	山口県岩国市	0827-24-8221	山口県（北九州空港事務所の管轄 に属する区域を除く。）	
徳島空港事務所	徳島県板野郡松茂町	088-699-2980	徳島県	徳島空港事務所	徳島県板野郡松茂町	088-699-2980	徳島県	
松山空港事務所	愛媛県松山市	089-972-0319	愛媛県	松山空港事務所	愛媛県松山市	089-972-0319	愛媛県	
高知空港事務所	高知県南国市	088-863-2621	高知県	高知空港事務所	高知県南国市	088-863-2621	高知県	
名 称	位 置	代表電話	管 轄 区 域	名 称	位 置	代表電話	管 轄 区 域	
福岡空港事務所	福岡県福岡市	092- <u>260-5947</u>	福岡県（北九州空港事務所の管轄 する区域を除く。） 佐賀県 長崎 県のうち対馬市及び壱岐市	福岡空港事務所	福岡県福岡市	092- <u>621-2221</u>	福岡県（北九州空港事務所の管轄 する区域を除く。） 佐賀県 長崎 県のうち対馬市及び壱岐市	
北九州空港事務所	福岡県北九州市	093-474-0204	山口県のうち下関市、宇部市、山 陽小野田市、長門市、美祢市、福 岡県のうち行橋市、豊前市、北九 州市、京都郡及び築上郡	北九州空港事務所	福岡県北九州市	093-474-0204	山口県のうち下関市、宇部市、山 陽小野田市、長門市、美祢市、福 岡県のうち行橋市、豊前市、北九 州市、京都郡及び築上郡	
長崎空港事務所	長崎県大村市	0957-53-6151	長崎県（福岡空港事務所の管轄に 属する区域を除く。）	長崎空港事務所	長崎県大村市	0957-53-6151	長崎県（福岡空港事務所の管轄に 属する区域を除く。）	
熊本空港事務所	熊本県上益城郡益城 町	096-232-2853	熊本県	熊本空港事務所	熊本県上益城郡益城 町	096-232-2853	熊本県	

改正案				現行				備考		
	大分空港事務所	大分県国東市	0978-67-3771	大分県		大分空港事務所	大分県国東市	0978-67-3771	大分県	
	宮崎空港事務所	宮崎県宮崎市	0985-51-3223	宮崎県		宮崎空港事務所	宮崎県宮崎市	0985-51-3223	宮崎県	
	鹿児島空港事務所	鹿児島県霧島市	0995-58-4440	鹿児島県		鹿児島空港事務所	鹿児島県霧島市	0995-58-4440	鹿児島県	
	那覇空港事務所	沖縄県那覇市	098-857-1101	沖縄県		那覇空港事務所	沖縄県那覇市	098-857-1101	沖縄県	
別添 2				別添 2				付録を第 1 0 章として項目化		
航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先				航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先						
(略)				(略)						
第 1 0 章 付録				(新規)						
付録 1	昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示			付録 1	昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示					
付録 2	航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準			付録 2	航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準					
付録 3	航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の細目			付録 3	航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の細目					
付録 4	航空法施行規則第 1 2 7 条の 2 第 1 号の 規定に係る航空障害灯の設置に関する事務処理基準			付録 4	航空法施行規則第 1 2 7 条の 2 第 1 号の 規定に係る航空障害灯の設置に関する事務処理基準					
付録 5	航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準			付録 5	航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準					
付録 6	航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準の細目			付録 6	航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準の細目					
付録 7	航空調査に関する業務実施要領			付録 7	航空調査に関する業務実施要領					
付録 8	航空障害灯及び昼間障害標識における航空調査に関する業務実施要領運用指針			付録 8	航空障害灯及び昼間障害標識における航空調査に関する業務実施要領運用指針					
付録 9	比較的太い煙突等（ 1 5 0 m未満）の塗色による視認性確保			付録 9	比較的太い煙突等（ 1 5 0 m未満）の塗色による視認性確保					
付録 1 0	ライトアップ（イルミネーションを含む）中における航空障害灯の消灯について			付録 1 0	ライトアップ（イルミネーションを含む）中における航空障害灯の消灯について			表記の揺れ修正		
付録 1 1	風力発電設備（ 3 1 5 m以下）の塗色による視認性確保			付録 1 1	風力発電設備（ 1 5 0 m未満）の塗色による視認性確保					
付録 1 2	架空線に係る「支持物件海拔高低差と水平方向支持物件間隔一覧表」			付録 1 2	架空線に係る「支持物件海拔高低差と水平方向支持物件間隔一覧表」					
付録 1 3	航空障害灯の種類別の変更指針			付録 1 3	航空障害灯の種類別の変更指針			表記の揺れ修正		
付録 1 4	航空障害灯 <u>及び</u> 昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領			付録 1 4	航空障害灯 <u>／</u> 昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領					
付録 1	～	付録 1 4	(略)		付録 1	～	付録 1 4	(略)		